

岐阜県環境影響評価審査会（委員会B） 議事録（概要版）

- 1 日時：平成21年7月28日（火） 午後1時30分～3時15分
- 2 場所：県シンクタンク庁舎5階 大会議室
- 3 議題：(株)パロー本部物流センター建設に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：永瀬委員長、北田委員、岡田委員、中村委員、鹿野委員、江崎委員、村井委員、田中委員、清水委員、山田委員、岡本委員
- 5 議事：当該事業に係る環境影響評価の手続き状況について事務局より説明。
当該事業の概要及び環境影響評価方法書の概要について事業者より説明。
その後、環境影響評価方法書に対する質疑を実施。

質疑応答の内容

【委員長】 委員と行政から提出されている意見があり、お手元に資料として配付されていますので、事業者の見解について説明願います。

【事業者】 事前にいただいた意見に対する事業者の見解について説明いたします。
まず、審査会委員からの一つ目の御意見です。対象事業の目的に関して、「物流施設の集約、作業効率の向上は理解できるが、環境負荷の少ない物流システムを構築するとは、具体的にどのようなことを考えているのか。本当に環境負荷が少ないのか。」に対する事業者の見解です。省エネ性能に優れた設備機器の導入や太陽光発電の設置、並びに物流の拠点を設けることによる配送の合理化などにより、環境負荷の低減を図ります。

二つ目の環境影響評価項目の選定理由（廃棄物）に関する御意見です。「300名の従業員が作業する事務所であり、作業による廃棄物、例えば段ボール、プラスチックなどが出るかと思う。発生量はどの程度と考えるか、処理をどのように考えるか。根拠は示すべきと思う。」に対する事業者の見解です。既存物流センターでの実績を整理した結果、段ボールに関しては、ほぼ100%リサイクルされているものの、ある程度の発生量が見込まれるため、施設供用後の廃棄物を環境影響評価項目に追加し、予測評価を行うこととします。

三点目の大気質の予測・評価項目（粉じん等）についての御意見です。「『粉じん等』と記載して、具体的に物質名を挙げていない理由は？」に対する事業者の見解です。「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省監修）を参考に記載しました。同マニュアルによると、「粉じん等」とは、「粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。」とされています。

四点目の鳥類の渡りの区分についての御意見です。「渡りの区分については地域によって異なっており、年によっては変化してくるものであります。可児市を中心に考えた場合、変更した方がよい種があります。」に対する事業者の見解です。種の渡り区分につきましては、地域特性を考慮の上、ご指摘の通りに修正いたします。

五点目のオオタカについての御意見です。「事業地周辺部で繁殖した経緯から、繁殖期においてオオタカの継続調査をされることが望ましい。」に対する事業者の見解です。その後の猛禽類調査において、以前に営巣したオオタカの巣で今年はトビが営巣したのを確認しました。また、今年は事業実施区域周辺においてオオタカはほとんど確認されませんでした。したがって、今後再び以前の巣でオオタカが営巣する可能性は低いものと推測しますが、再度営巣する可能性も否定しきれないため、事業着手後の事後調査において、オオタカの繁殖期の生息状況を確認するための調査を行っていく方針で考えています。

六点目の調査等を行う環境項目についての御意見です。「『施設の供用後において、人の活動が・・・、特にないものと考えられる。』とあるが、施設関連車両の走行が、動植物及び生態系に対し本当に影響しないのであろうか、少し疑問がある。」に

対する事業者の見解です。施設関連車両の走行による動植物及び生態系への影響としては、事業実施区域内に新たに敷設する道路による影響が考えられます。新たに敷設する道路による影響としては、道路の存在による「動物の移動経路の分断」が特に重要であると考えられます。したがって、環境影響要因として【工作物等の存在】による影響把握の中に「動物の移動経路の分断」を含めて予測・評価を行います。

七点目の御意見です。「近隣は鉄分が多く、保水力の少ない地。従って、地下水の利用はほとんどない地。工事の際、一般道への泥流出に配慮があれば、問題ないと思われる。」に対する事業者の見解です。工事前仮設道路の設置やタイヤ洗浄などの対策により、一般道への泥流出を防止します。

続きまして、行政からの御意見、御質問です。

岐阜県治山課から三点の御意見があります。

一点目の御意見の「最新の保安林の指定状況について、可茂農林事務所又は林政部治山課で確認してください。」に対する事業者の見解です。最新の保安林の指定状況について確認します。

二点目の御意見の「事業区域内に保安林が存在するが、保安林の転用による指定の解除は、原則として当該転用の目的、その他土地の利用状況からみて、その土地以外に外の適地を求めることができないか、著しく困難である場合のみ認められるものであり、保安林の指定の解除は大変難しいものであることから、事業区域を十分検討してください。」に対する事業者の見解です。保安林の指定区域は残置森林として残し、開発は行いません。

三点目の御意見の「保安林を除く森林において事業を実施する計画であり、その規模（最終形）が1haを超えていることから、森林法に基づく林地開発許可を取得してください。」に対する事業者の見解です。森林法に基づく林地開発許可の申請は、本アセス条例による準備書提出後に行う予定です。

県砂防課からの御意見の「ふるさと地理情報センターホームページに示している区域図は参考図であり、土木事務所にて区域を再確認してください。」に対する事業者の見解です。砂防指定区域図の出典が間違っておりました。正しくは、可茂土木事務所で確認した資料に基づき作成しましたので訂正いたします。

県河川課からの御意見の「雨水排水計画について、都市計画法第33条に基づき流出増とならないように配慮されたい。」に対する事業者の見解です。調整池の構造は、放流先河川の状況を勘案し、適切に設計します。

県教育委員会社会教育文化課からの御意見です。方法書に記載した「吹ヶ洞古窯」は名称が違っておりました。御指摘のとおり「吹ヶ洞古窯跡」に修正いたします。

また、「事業地周辺は古窯跡・横穴墓の濃密な散布が見られることから、開発に際しては、事前に可児市教育委員会と協議のうえ、未発見の埋蔵文化財に留意する必要がある。」との御意見に対する見解です。事業実施区域内で確認されています「吹ヶ洞古窯跡」及び「米穴古墳」については、可児市教育委員会と協議済みであり、現地確認も実施しました。なお、工事中に新たな埋蔵文化財が発見された場合には、可児市教育委員会の指示に従い、適切に対応します。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、先ほどの方法書に関する説明や、ただいまの委員・行政からの意見に対する事業者の見解を含めて、委員の御意見を伺いたいと思います。

【委員】

二つ意見がありまして、一つは一般的な話です。

37ヘクタール余りの広い土地を開発する計画で、貴重な生物が生息しているようですので、その土地を改変して施設を作ることについて、環境面でどのように良くなっていくのかということを説明されるとよいと思います。物流システムの効率化や省エネ設備の導入などと方法書には記載されていますが、環境負荷の少ないシステムというのを積極的にPRされたいかがででしょうか。

もう一つは具体的なことですが、物流センターには搬入用トラックがたくさん出入

りすることになりますが、給油施設の設置予定はありませんか。水質については、生活排水は下水排出であり問題ないということですが、給油施設が設置されるのであれば、水処理の計画も必要と考えます。

【事業者】

環境負荷の少ない物流システムについて、もっとPRした方がよいのではないか、という御意見ですが、確かにその通りですので、住民に賛同をいただけるように説明していきたいと思います。

それから、給油施設については設置の予定はありません。

【委員】

計画区域の中に湿地帯があり、その区域は保全するとの説明でした。湿地帯の近くまで土地を改変する計画になっていますが、盛土・切土によって湿地性が保持されるのか予測はできていますか。

【事業者】

保全区域は谷筋の集水域を考慮して設定しました。保全区域の設定に関しては、事業者と地元住民とで何度も検討を重ねまして、周辺部に緩衝帯を設ける形で設定した経緯があります。

保全区域の上流部には土地改変する箇所の計画がありますので、湿地の保全について懸念があるかと思います。湿地帯への影響が全くないということもいいきれないところですので、事業着手後も事後調査の中で湿地への影響を確認していくという方向で検討していきたいと考えています。

【委員】

今の御意見に関して、植物専門の立場から若干補足いたします。

可見市周辺には、たくさんの小さな湿地があり、先日も10箇所ばかりの湿地を調査してきました。湿地は永久的に残るものと考えておられる方が多いですが、30年から40年という期間のうちに無くなってしまうものです。私が調査した中でも、周りの森林からササやアカマツが侵入してきて乾燥化して、10年前の素晴らしい湿地が湿地ではなくなるという遷移をしています。その遷移を止めない限り、永久に同じ場所が湿地であるということは無理です。

今回の計画については、良い機会ですので、湿地を単に残すということではなく、人の手を入れて管理しながら、ササやアカマツの侵入を防ぎ、湿地の延命を図るのがよいと考えます。

先ほど、エコ型物流センターということをPRしたらどうかとの意見がありました。これだけ大きな保護区を設けて、いろいろな生物を保護していく計画ですので、湿地の管理を続けながら、住民が観察できるような機会もあるといいと思います。

シデコブシやカザグルマなどが植生していますが、シデコブシは周りを明るくしないと花は咲きません。樹木の陰になってしまうと、せっかく残したシデコブシも枯れてしまいます。適切に管理を続けて、住民にも楽しんでもらえるような、そういう方向も打ち出したらどうかと思います。

【委員】

計画についてお伺いします。物流施設を集約するということですが、どのくらいの施設を集約化することになるのでしょうか。

次に、事業地の中で最終的に建物はどのように設置されるのでしょうか。保全区域とされているところが、結局は建物が建ってしまうようなことはないのでしょうか。最終段階の姿を教えてくださいたいと思います。

それから、「触れ合い活動の場」と「景観」の調査期間が秋季1回となっていますが、なぜ秋に1回なのでしょう。四季各1回の調査が基本かと思います。

【事業者】

一つ目の御質問の物流センターの集約については、現在、多治見市にある施設を含めて3箇所ある小さな施設を集約することになります。

二つ目ですが、今回の示している計画以上のものはありませんので、これが最終的な形になります。

三つ目の「景観」の調査についての御意見ですが、「景観」につきましては、建物の立地計画では、ほとんど外部から見えないであろうと思っております。そんな中で、全く見えないかどうかというのは調査してみないとわかりませんので、念のために調査しようという計画です。秋季に調査するというのは、年間を代表する一季について確認しておけばよいと考えており、地域で見どころを迎える時期、利用頻度が高くなる時期、そういった観点で秋季を選定しています。

【委員】 「景観」というのは、多分見えないのでいいだろう、と済まされてしまうことが多いのです。断面図に視線を引いて見えないことを説明されましたが、視線が少し動くだけで変わってくると思います。実際に木が枯れて葉がなくなったときに見えることもあります。見るとか見えないとかが問題ではなくて、本当に見えないのかどうかを調査すべきだと思います。時期の選定の考え方や一季だけの調査というのは問題かと思えます。四季で調査されたほうがよいと思います。

【事業者】 四季の現地調査は基本だと思えますが、現地調査だけではなく、入手可能な既存資料を活用すれば、1年間の調査でなくても把握できるのではないかと考えております。

【委員】 四季の調査はしないということですね。

【事業者】 今後入手できる資料の内容によって、現地調査についても考慮したいと思っております。

【委員】 毎回、景観に関しては御意見が出る場所です。「景観」というのは主要な眺望点から見て、見える場合は、事業の実施によって景観がどのように変化するかということを確認するというのが一般的だと思います。

逆に、いろんな角度で調査した結果、残置森林が周囲にあって、どこから覗いても見えないというような場合でも、見えないということを四季で確認する必要があるのでしょうか。調査して、本当に見えないのであれば、秋1回でもよいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

【委員】 見えないということ、何を以て判断するのか、ということです。「景観」の調査というのは写真撮影などで済むことなので、自然の調査などに比べて負担は少ないかと思えます。見えないというのであれば、それを根拠を持って説明いただきたいと思えます。何もやらないで見えないからやらないというのは納得しかねます。

【事業者】 見えないから現地調査を全くしないという考えではありません。現地調査で、見える、見えないということをはっきりさせて、見えた場合の対策を考えていきたいと思っております。今回の計画の事業特性や地域特性を考慮すると、事業地の周辺は尾根で囲まれている状況で、建築物も低層が主体です。現地踏査の結果では、ほとんど見えないことを確認しておりますし、周囲の尾根の植生がアカマツなどの常緑針葉樹が主体で落葉もないことから、四季変化がほとんどないものと考えられます。そのような状況ですから、緑の景観を視認できる時期は夏でも秋でもよいので、代表する1季として秋季に現地調査を実施して、景観への影響を検討するものです。

【委員長】 委員の先ほどの御意見は、見えない場合は、必ずしも四季の調査をしなくてもよいという御意見でしょうか。

【委員】 見えないということ、はっきりさせてください、ということです。

【委員長】 「景観」の現地調査は、春夏秋冬はやらないけれど、秋に関しては、見えないということ、写真を撮影などで確認するんですね。

- 【事業者】 はい。そうです。
- 【委員】 例えば、風車や煙突であれば、見えないようにはできないので景観をどう保全するのかと対策を考えることとなります。「見えない」ということにこだわらず、弾力的に考えたほうがよいと思います。見えたとしても景観として「好ましい」、「好ましくない」ということを考えればよいので、見えてはいけないものを作る訳ではありませんから。
お聞きしたいことと要望があります。
一つ目は、土地利用計画図の図面ですが、「緑地」と「造成森林」の色分けは不明確ですので、次の機会には、もっとわかりやすくしてください。また、「緑地」と「造成森林」の違いは何でしょうか。
二つ目は、断面図が数点ありますが、視線を表す点線の引き方に統一性がないようです。事務所棟の角に線を合わせる場合とそうでない場合があり、適当に線を引いてあるような印象です。こういうものはきちんとポリシーを持って作ってほしいと思います。
三つ目になりますが、ばい煙の硫黄酸化物のK値規制について教えてください。「可児市のK値は11.5となっている。」と書いてありますが、定義を教えてください。
- 【事業者】 一つ目の「緑地」と「造成森林」の違いについて説明します。「造成森林」というのは、森林法の規定に合致するように土地改変周辺部に森林部分を確保するもので、将来的に森林となるような植栽を行うものです。「緑地」については芝生を貼る部分ということで「造成森林」と区別しています。
二つ目の断面図に関して説明します。御指摘があった箇所は、視線が山にあたるから見えないということを表示するために引いており、他の断面図での視線と統一しておりませんでした。お詫び申し上げます。
- 【委員】 視線が山にあたる場合は絶対に見えないけれど、視線が樹木にかかっている場合は、その樹木が枯れるのか枯れないのかで状況が変わりますので、気になりますが。
- 【事業者】 地元住民への説明会を進めるなかで、また、現地を確認したなかでは、冬だから見える、夏だから見えないというわけではなく、現段階では、見えないものと認識しています。
- 【委員】 地元住民の方が「見えてはいけない。」と言っている感じですが、そういうことであれば、見えるようであれば、そこに木を植えなければならないことになりませんか。
- 【事業者】 現段階での住民説明では、「見えないけれども、もし見えるようであれば、木を植える。」と説明しています。お店ではありませんから、PRするような電飾等はありませんし、派手な彩色を施すわけでもありませんので。
続いて三つ目の「K値規制」について御説明します。
K値は硫黄酸化物の排出基準を定める係数のことで、可児市では「11.5」であることまでは調べていますが、今回の計画では、ばい煙発生施設の設置も予定していませんので、詳細についてはわかりかねます。
- 【事務局】 「K値規制」は硫黄酸化物の排出規制に係るものです。硫黄酸化物の環境基準を守るために、煙突が乱立するような発生源が多くある地域では、一箇所の煙突から排出される硫黄酸化物を厳しく規制しないといけないので、煙突一本から排出される硫黄酸化物の量を規制するために「K値」という係数で計算することになります。「K値」というのは、値が小さければ、煙突からの硫黄酸化物の量も少なく抑えなさい、ということですが。岐阜県では、地域によって「K値」は「11.5」と「17.5」の場合があり

ます。岐阜や大垣、可児等の工場の多い地域は「11.5」となっています。その他の地域は「17.5」となっています。

【委員】 昆虫の調査で、ミドリシジミの卵が確認されています。ミドリシジミの生息地は県内でも失われつつあり、減少傾向のあるチョウです。今回の造成計画では、ミドリシジミの卵の確認位置が保全区域からはずれていますが、他に手だてはないのでしょうか。

【事業者】 ミドリシジミについては、保全区域外のハンノキの林で確認されています。ハンノキの林は事業区域内で多く確認されており、事業計画上では全てのハンノキを保全することは困難ですので、ハンノキが多く生息している区域を保全区域として、ミドリシジミの生息環境を含めて保全しようという考えです。

【委員】 この物流センターは24時間の稼働となりますか。出入りする大型トラックなどの台数の想定はどうなっていますか。

【事業者】 大型トラックの想定は、平日の朝6時から12時までに120台、夕方16時から18時までに40台、夜19時から朝の3時までで50台は出入りし、多治見方面と御嵩方面へ約半数づつ向かっていくという見込みです。

【委員】 そういったデータは方法書に書かれていますか。供用後の予測に必要ですので、現状と想定を書いておくべきです。

今の御説明では、1日210台の大型車が通ることになります。これに従業員300人の車両が追加されますね。それらを含めて供用時の予測をすると考えてよろしいですね。

トラックの進行方向は北と南に分かれますが、予測方法としては、北と南でそれぞれ断面を切るのか、一断面で全車両210台が通るとした安全側で予測されるのか、どのように考えていますか。

【事業者】 予測については、車両の進行方向別の割合を明確にしたうえで、両方とも予測するか、多い方を予測するか、どちらかで対応したいと考えています。通行量が50%づつと想定できれば、どちらか片方の予測になると思います。

【委員】 搬入用トラックのうち、天然ガス車などは何台くらい導入される予定ですか。

【事業者】 現状で、NOXPM法規制の適合車はほぼ100%です。今後もその車両を使っています。

【委員】 24時間明かりがついていると、周辺に生息する動植物へ影響するという話もありますが、地元住民などから話しはないですか。

【事業者】 そのような意見は出ていませんが、住宅方面へ光りが来ないようとの要望はありますので、最小限の照明で対応するように考えています。

【委員】 大規模小売店などでは、夜間のシャッター音に関する苦情があるようですので、設備側の問題ですが、配慮したほうがよいと思います。

それから、土地改変はブルドーザーだけを使った工事ですか。発破はやりませんか。

【事業者】 発破は予定していません。重機だけです。

【委員長】 その他に御意見がないようですので、質疑を終了したいと思います。